

市会運営委員会申し合わせ・確認事項（改正案）

※ 下線部は改正箇所

現 行	改 正 案
<p><u>予・決算特別委員会</u></p> <p>7 委員会審査について 委員会審査は、総合審査と局別審査に分けて実施する。</p> <p>(1) 総合審査について ア 局別審査に入る前に、各委員会が所管する局の事務事業について市政運営上重要と思われる政策、課題、その事務事業の効果及びこれらに関連する事業などについて総合的に審査をする機会として、総合審査を2委員会の連合審査会（「予算第一・予算第二特別委員会連合審査会」、「決算第一・決算第二特別委員会連合審査会」）として1日間実施する。</p>	<p><u>予・決算特別委員会</u></p> <p>7 委員会審査について 委員会審査は、総合審査と局別審査に分けて実施する。</p> <p>(1) 総合審査について ア <u>予算審査にあつては常任委員会の委嘱審査終了後に、決算審査にあつては局別審査に入る前に、各委員会が所管する局の事務事業について市政運営上重要と思われる政策、課題、その事務事業の効果及びこれらに関連する事業などについて総合的に審査をする機会として、総合審査を2委員会の連合審査会（「予算第一・予算第二特別委員会連合審査会」、「決算第一・決算第二特別委員会連合審査会」）として1日間実施する。</u></p> <p>14 <u>一般傍聴について</u> <u>局別審査においては、一般傍聴を包括許可とする。</u></p> <p>本会議の会派持時間 <u>別紙1</u> … 資料3</p> <p>特別委員会の会派持時間 <u>別紙2</u> … 資料4</p>

別紙1

本会議における発言時間の持時間制

- 1 予算代表質疑、予算関連質疑、一般質問及び議案関連質疑については、発言時間（答弁時間を除く。）は本会議1日単位の会派（無所属を含む。以下この項において同じ。）持時間制による。会派持時間は、下記の表のとおりとする。
- 2 討論について、1会派当たりの持時間は15分以内とする。
- 3 上記以外の発言については、議員1人当たりの持時間は、答弁時間を除き20分以内とする。

発言の種類	会派持時間	現在会派所属議員数を基に算出した会派持時間																				
<p>予算代表質疑 予算市会及びこれに準ずる市会において1日間行う。</p>	会議時間：420分 休憩時間：90分 審議時間：330分 発言充当時間：200分 （質問：答弁＝60：40） 各交渉団体会派の持時間は、会派所属議員数を基に単純比例配分した時間とする。	<p>○算定方法 （発言充当時間）÷（交渉団体会派の現在議員数の合計） ＝（1人当たりの持時間） 200分÷90人＝2.22分</p> <p style="text-align: right;">単位：分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会派 (議員数)</th> <th>自民 (30)</th> <th>民主 (20)</th> <th>公明 (16)</th> <th>民ヨ (12)</th> <th>無ク (7)</th> <th>共産 (5)</th> <th>計 (90)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持時間</td> <td>67</td> <td>44</td> <td>36</td> <td>27</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>201</td> </tr> </tbody> </table>	会派 (議員数)	自民 (30)	民主 (20)	公明 (16)	民ヨ (12)	無ク (7)	共産 (5)	計 (90)	持時間	67	44	36	27	16	11	201				
会派 (議員数)	自民 (30)	民主 (20)	公明 (16)	民ヨ (12)	無ク (7)	共産 (5)	計 (90)															
持時間	67	44	36	27	16	11	201															
<p>予算関連質疑 予算市会及びこれに準ずる市会において1日間行う。</p>	会議時間：420分 休憩時間：90分 審議時間：330分 発言充当時間：200分 （質問：答弁＝60：40） 各会派の持時間は、会派所属議員数を基に単純比例配分した時間とする。	<p>○算定方法 （発言充当時間）÷（現在議員数の合計）＝（1人当たりの持時間） 200分÷92人＝2.17分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会派 (議員数)</th> <th>自民 (30)</th> <th>民主 (20)</th> <th>公明 (16)</th> <th>民ヨ (12)</th> <th>無ク (7)</th> <th>共産 (5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持時間</td> <td>65</td> <td>43</td> <td>35</td> <td>26</td> <td>15</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位：分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無 (1)</th> <th>無 (1)</th> <th>計 (92)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>199</td> </tr> </tbody> </table>	会派 (議員数)	自民 (30)	民主 (20)	公明 (16)	民ヨ (12)	無ク (7)	共産 (5)	持時間	65	43	35	26	15	11	無 (1)	無 (1)	計 (92)	2	2	199
会派 (議員数)	自民 (30)	民主 (20)	公明 (16)	民ヨ (12)	無ク (7)	共産 (5)																
持時間	65	43	35	26	15	11																
無 (1)	無 (1)	計 (92)																				
2	2	199																				
<p>一般質問 予算市会、これに準ずる市会及び初市会を除く定例会において1日間行う。</p>																						
<p>議案関連質疑</p>		<p>無所属議員の定例会における発言時間の持時間については、第2回定例会から翌年の第1回定例会までにおける予算関連質疑、一般質問及び議案関連質疑の発言時間の持時間を合計した時間を年間の持時間とする。ただし、1日の発言時間については、5分以内とし、発言通告時に申告するものとする。その申告した時間については、発言を行った後に残時間が生じても次の日以降に繰り越さないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常期</th> <th>議員改選期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2回定例会</td> <td>2日（一般・議案）</td> <td>1日（議案）</td> </tr> <tr> <td>第3回定例会</td> <td>2日（一般・議案）</td> <td>2日（一般・議案）</td> </tr> <tr> <td>第4回定例会</td> <td>2日（一般・議案）</td> <td>2日（一般・議案）</td> </tr> <tr> <td>第1回定例会</td> <td>2日（議案・予算）</td> <td>2日（議案・予算）</td> </tr> <tr> <td>年間持時間</td> <td>2分×8日＝16分</td> <td>2分×7日＝14分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成19年度の年間持ち時間については、第3回定例会からの実施のため、2分×6日＝12分とする。</p>		通常期	議員改選期	第2回定例会	2日（一般・議案）	1日（議案）	第3回定例会	2日（一般・議案）	2日（一般・議案）	第4回定例会	2日（一般・議案）	2日（一般・議案）	第1回定例会	2日（議案・予算）	2日（議案・予算）	年間持時間	2分×8日＝16分	2分×7日＝14分		
	通常期	議員改選期																				
第2回定例会	2日（一般・議案）	1日（議案）																				
第3回定例会	2日（一般・議案）	2日（一般・議案）																				
第4回定例会	2日（一般・議案）	2日（一般・議案）																				
第1回定例会	2日（議案・予算）	2日（議案・予算）																				
年間持時間	2分×8日＝16分	2分×7日＝14分																				

別紙2

特別委員会における発言時間の持時間制

予・決算特別委員会における各委員会での発言時間（答弁時間を除く。）は、下記の表のとおり総合審査及び局別審査1日単位の会派（無所属を含む。以下この項において同じ。）持時間制による。

会派持時間	現在会派所属議員数を基に算出した会派持時間																																														
会議時間：435分 休憩時間：90分 審議時間：345分 発言充当時間：190分 （質問：答弁＝55：45） 各会派の持時間は、会派所属議員数を基に比例案分した時間とする。	<p>○算定方法（1委員会当たり）</p> $\text{（発言充当時間）} \div \frac{\text{（現在議員数）}}{2} = \text{（1人当たりの持時間）}$ $190分 \div \frac{92}{2} = 4.13分$ $4.13分 \times \text{会派人数} \div 2 \text{委員会} = \text{会派持時間}$ <table border="1"> <thead> <tr> <th>会派 （議員数）</th> <th>自民 (30)</th> <th>民主 (20)</th> <th>公明 (16)</th> <th>民ヨ (12)</th> <th>無ク (7)</th> <th>共産 (5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持時間</td> <td>62</td> <td>41</td> <td>33</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位：分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無 (1)</th> <th>無 (1)</th> <th>計 (92)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>189</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1日1局審査の場合の発言持時間は会派の1日当たりの持時間の0.8倍とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会派 （議員数）</th> <th>自民 (30)</th> <th>民主 (20)</th> <th>公明 (16)</th> <th>民ヨ (12)</th> <th>無ク (7)</th> <th>共産 (5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持時間</td> <td>50</td> <td>33</td> <td>26</td> <td>20</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位：分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無 (1)</th> <th>無 (1)</th> <th>計 (92)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>152</td> </tr> </tbody> </table> <p>無所属議員の予・決算特別委員会における発言時間の持時間については、予算特別委員会又は決算特別委員会の総合審査及び局別審査における発言時間の持時間を合計した時間をその委員会における持時間とする。ただし、1日の発言時間については、5分以内とし、発言通告時に申告するものとする。その申告した時間については、発言を行った後に残時間が生じても次の日以降に繰り越さないものとする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>総合審査</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>局別審査</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>持時間</td> <td>2分×6日＝12分</td> </tr> </tbody> </table>	会派 （議員数）	自民 (30)	民主 (20)	公明 (16)	民ヨ (12)	無ク (7)	共産 (5)	持時間	62	41	33	25	14	10	無 (1)	無 (1)	計 (92)	2	2	189	会派 （議員数）	自民 (30)	民主 (20)	公明 (16)	民ヨ (12)	無ク (7)	共産 (5)	持時間	50	33	26	20	11	8	無 (1)	無 (1)	計 (92)	2	2	152	総合審査	1日	局別審査	5日	持時間	2分×6日＝12分
会派 （議員数）	自民 (30)	民主 (20)	公明 (16)	民ヨ (12)	無ク (7)	共産 (5)																																									
持時間	62	41	33	25	14	10																																									
無 (1)	無 (1)	計 (92)																																													
2	2	189																																													
会派 （議員数）	自民 (30)	民主 (20)	公明 (16)	民ヨ (12)	無ク (7)	共産 (5)																																									
持時間	50	33	26	20	11	8																																									
無 (1)	無 (1)	計 (92)																																													
2	2	152																																													
総合審査	1日																																														
局別審査	5日																																														
持時間	2分×6日＝12分																																														

横浜市会予算・決算特別委員会の局別審査における一般傍聴に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市会予算特別委員会及び決算特別委員会（以下「委員会」という。）の局別審査における一般傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般傍聴席の定員）

第2条 一般傍聴席の定員は、10人とする。

（傍聴証の交付等）

第3条 委員会の局別審査について一般傍聴をしようとする者は、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴証の種別は、予算・決算特別委員会（局別審査）一般傍聴証（以下「一般傍聴証」という。）（第1号様式）又は予算・決算特別委員会（局別審査）会派紹介一般傍聴証（以下「会派紹介一般傍聴証」という。）（第2号様式）とする。

（一般傍聴の手続）

第4条 委員会の局別審査における一般傍聴の手続は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会派紹介一般傍聴証で委員会の局別審査について一般傍聴をしようとする者は、予算・決算特別委員会（局別審査）会派紹介一般傍聴申込書（第3号様式）に住所及び氏名を記載し、委員会の開会予定日の前日（その日が横浜市の休日である場合は、これを繰り上げる。）までに会派紹介一般傍聴証の交付を受けなければならない。会派紹介一般傍聴証の交付は、各会派1枚の範囲内とする。
- (2) 一般傍聴証で委員会の局別審査について一般傍聴をしようとする者は、予算・決算特別委員会（局別審査）一般傍聴申込書（第4号様式）に住所及び氏名を記載し、一般傍聴証の交付を受けなければならない。
- (3) 一般傍聴証の交付は、委員会当日所定の場所において、委員会の開会予定時刻の30分前から先着順に委員会終了まで行う。ただし、開会予定時刻の30分前の時点において一般傍聴をしようとする者の数が定員から会派紹介に係る一般傍聴者数を除いた数を超えている場合は、抽選の方法によるものとする。

（傍聴証の通用期日）

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、一般傍聴の許可を受けた委員会の当日に限り一般傍聴をすることができる。

（傍聴証の着用）

第6条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証を見やすい箇所に着用しなければならない。

（傍聴証の返還）

第7条 傍聴証の交付を受けた者は、一般傍聴を終え、退場しようするときは、傍聴証を返還しなければならない。

（一般傍聴席に入ることのできない者）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯すると思われる者
- (2) 異様な服装をし、又は酒気を帯びている者

- (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、静粛を旨とし、かつ、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、マフラー、コートの種類を着用しないこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話及び音の発生するポケットベル、電子手帳、パソコン等の情報通信機器は、電源を切ること。
- (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 委員会室における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。
- (6) 許可なく撮影又は録音をしないこと。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）第13条第2項の規定に基づき、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び一般傍聴席に入ることができない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(臨機の処置)

第12条 委員長は必要があると認めるときは、この要綱に規定しないものであっても、臨機の処置をとることができる。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

第1号様式（第3条第2項）

交付番号 _____
<h1>一般傍聴証</h1>
予算・決算特別委員会 (局別審査)

(縦 52 ミリメートル×横 94 ミリメートル)

第2号様式（第3条第2項）

交付番号 _____
<h1>会派紹介一般傍聴証</h1>
予算・決算特別委員会 (局別審査)

(縦 52 ミリメートル×横 94 ミリメートル)

第3号様式（第4条第1号）

	整理番号_____
	交付番号_____
予算・決算特別委員会（局別審査）会派紹介一般傍聴申込書	
傍聴人住所	
氏名	
紹介会派名	
会派代表者氏名	印
平成 年 月 日	
上記のとおり申し込みます。	

（縦 109 ミリメートル×横 163 ミリメートル）

第4号様式（第4条第2号）

	整理番号_____
	交付番号_____
予算・決算特別委員会（局別審査）一般傍聴申込書	
傍聴人住所	
氏名	
平成 年 月 日	
上記のとおり申し込みます。	
※ 委員会傍聴希望日当日御持参ください。受付時間は、委員会開会予定時刻の30分前からとなります。受付開始時に定員を超えている場合は、抽選となります。	

（縦 109 ミリメートル×横 163 ミリメートル）